株式会社アルメリア・スパアンドリゾーツ	岐阜県下呂市幸田千八百十一番地	ホテル業務
有限会社ホテルきむらや	静岡県沼津市戸田三千八百七十八番地の八十六	ホテル業務
有限会社山海荘	静岡県伊豆市土肥三百二十四番地	ホテル業務
株式会社オハヨーサン	愛知県名古屋市中区栄三丁目二十七番七号	ホテル業務
魚友株式会社	愛知県知多郡南知多町大字内海字口揚四番地六	ホテル業務
株式会社竜宮ホテル	愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地	ホテル業務
株式会社古賀乃井	和歌山県西牟婁郡白浜町三千七百五十三番地	ホテル業務

三　対象となる者　平成二十二年九月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第四百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月一日　法務大臣　千葉　景子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社清田アルマイト	栃木県足利市借宿町一丁目五番地十三	アルミニウム陽極酸化処理
川口板金サービス株式会社	埼玉県川口市江戸袋二丁目六番二十一号	金属プレス加工
株式会社三輪鋳造所	愛知県名古屋市中川区八家町二丁目五十三番地	鋳造

○財務省告示第二百八十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月一日　財務大臣　野田　佳彦

函館税関宮古税関支署の項を削り、函館税関秋田船川税関支署の項の次に次のように加える。

函館税関大船渡税関支署釜石出張所	岩手県釜石市魚河岸一―二

○財務省告示第二百八十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月一日　財務大臣　野田　佳彦

函館税関宮古税関支署の項を削り、函館税関秋田船川税関支署の項の次に次のように加える。

函館税関大船渡税関支署釜石出張所	岩手県釜石市魚河岸一番二号

○文部科学省告示第百三十九号

平成二十三年度科学研究費補助金（特定奨励費）における事業計画調書の提出期限等を次のように告示する。

平成二十二年九月一日　文部科学大臣　川端　達夫

一　対象

学術研究諸団体（科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）第二条第一項第四号に定めるもののうち、一般社団法人又は一般財団法人）が行う事業のうち、次に掲げるもの

㈠　学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業

㈡　長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

二　事業計画調書の提出期限

平成二十二年十一月十日（水）

三　問い合わせ先及び事業計画調書の提出先

文部科学省研究振興局学術研究助成課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、郵便番号一〇〇―八九五九）

電話番号　〇三―五二五三―四一一一（代表）

○厚生労働省告示第三百三十五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十二年度における共同募金の実施期間を、東京都及び広島県以外の道府県にあっては平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日まで、東京都及び広島県にあっては平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

○国土交通省告示第九百六十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成二十二年九月一日　国土交通大臣　前原　誠司

一　名　　称　ビューローベリタスジャパン株式会社

二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　神奈川県横浜市中区山下町一番地

三　代表者の氏名　佐々木泰介

四　登録の区分　一級建築士定期講習、二級建築士定期講習

五　役員の氏名　代表取締役　佐々木泰介

取締役　鈴木　雅幸、崎山　一茂、吉村　正道、小出　雅之、川越　茂幸、永井　明、チェンヨット　タン

監査役　天木　豊

六　登録年月日　平成二十二年八月十三日

七　登録番号　一級建築士定期講習　第六号

二級建築士定期講習　第五号